

令和7年12月定例教育委員会

教 育 長 報 告 資 料

<教 育 長 報 告>

- 11月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

R07-01040-01430
令和7年11月12日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

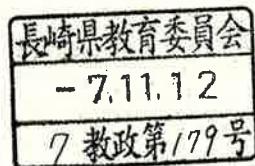
記

1 議案名等

- 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 長崎県総合計画みんなの未来図2030についてのうち関係部分

2 上程県議会

令和7年11月定例会



7教政第179号
令和7年11月18日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長
(公印省略)

令和7年11月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和7年11月12日付けR07-01040-01430で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 公の施設の指定管理者の指定について
- 長崎県総合計画みんなの未来図2030についてのうち関係部分

令和7年11月定例県議会に提出される議案の内容について

1 議案内容

11月定例県議会における教育委員会関係の議案は、予算議案として、令和7年度長崎県一般会計補正予算2件、条例議案として5件である。

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
・・・別紙1

○令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
・・・別紙2

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
・・・別紙3

○公の施設の指定管理者の指定について ・・・別紙4

○公の施設の指定管理者の指定について ・・・別紙5

○公の施設の指定管理者の指定について ・・・別紙6

○長崎県総合計画みんなの未来図2030についてのうち関係部分
・・・別紙7

令和7年度11月補正予算の概要について

[第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)関係部分]

1 補正の内容

(1) 職員給与費の過不足調整 (補正予算額： 399,875千円)

特別職職員及び事務局職員給与費【教育政策課】 16,800千円

(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

当初：1,259,045千円 補正後：1,242,245千円

教職員給与費【教育政策課】 378,568千円

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】 単位：千円

	当初	補正	補正後
小学校費	43,409,343	361,395	43,047,948
中学校費	26,181,676	68,225	26,113,451
高等学校費	21,706,695	29,237	21,735,932
特別支援学校費	10,248,420	21,815	10,270,235
計	101,546,134	378,568	101,167,566

社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 4,503千円

当初：667,215千円 補正後：662,712千円

保健体育関係職員給与費【体育保健課】 4千円

当初：179,811千円 補正後：179,807千円

(2) 債務負担行為の設定

【教育環境整備課】

・債務負担行為限度額 : 329,969千円

(うち増額 : 59,064千円)

・特別支援学校のスクールバス運行業務について、令和7年9月に国の道路運送法に基づく貸切バスの運賃・料金の見直しがあったことに伴い、現在設定している債務負担行為の金額では令和8年度分の契約ができないため、増額補正を行うもの

【教育DX推進室】

- ・債務負担行為限度額 : 35,104千円
(うち増額 : 4,579千円)
- ・デジタル採点システムにおけるライセンス使用料について、サービス料金の改定に伴い、現在設定している債務負担行為の金額では令和8年度以降分の契約ができないため、増額補正を行うもの

【生涯学習課、体育保健課】

複数年度にわたり、公の施設の指定管理者を指定するにあたり、県負担金について債務負担行為を設定するもの

単位：千円

施設名称	限度額	期間
長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立世知原少年自然の家	679,105	令和8年度から 令和12年度まで
長崎県立西彼青年の家	98,870	令和8年度から 令和12年度まで
長崎県立対馬青年の家	80,260	令和8年度から 令和12年度まで
長崎県立総合体育館 長崎県営野球場 長崎県小江原射撃場	1,042,720	令和8年度から 令和12年度まで
長崎県立総合体育館県北トレーニング室 長崎県立武道館	110,530	令和8年度から 令和12年度まで

2 補正予算の総額

一般会計

(単位：千円)

所属	現計予算	11月補正	補正後 (+)	11月補正の 財源内訳	
				一般財源	395,368
教育政策課	113,861,993	395,368	113,466,625	一般財源	4,503
生涯学習課	1,771,863	4,503	1,767,360	一般財源	4
体育保健課	1,884,251	4	1,884,247		
教育庁計	131,390,297	399,875	130,990,422		

[第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)関係部分]

1 補正の内容

(1) 職員給与費の給与改定 (補正予算額: 3,649,799千円)

特別職職員及び事務局職員給与費【教育政策課】40,965千円

(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

現計: 1,242,245千円 補正後: 1,283,210千円

教職員給与費【教育政策課】3,581,202千円

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】

単位: 千円

	現計	補正	補正後
小学校費	43,047,948	1,541,454	44,589,402
中学校費	26,113,451	894,973	27,008,424
高等学校費	21,735,932	738,157	22,474,089
特別支援学校費	10,270,235	406,618	10,676,853
計	101,167,566	3,581,202	104,748,768

社会教育関係職員給与費【生涯学習課】21,837千円

現計: 662,712千円 補正後: 684,549千円

保健体育関係職員給与費【体育保健課】5,795千円

現計: 179,807千円 補正後: 185,602千円

(2) 会計年度任用職員の報酬等改定 (補正額: 70,781千円)

一般会計

(単位: 千円)

所属	現計予算	11月補正	補正後 (+)
教育政策課	578,559	32,540	611,099
教育環境整備課	289,328	20,530	309,858
義務教育課	256,714	29	256,743
高校教育課	605,162	11,919	617,081
児童生徒支援課	282,041	193	282,234
生涯学習課	49,971	1,870	51,841
学芸文化課	58,481	2,881	61,362
体育保健課	29,070	819	29,889
教育庁計	2,150,161	70,781	2,220,942

2 補正予算の総額

一般会計		(単位:千円)		
所属	現計予算	11月補正 (改定)	補正後 (+)	11月補正(改定)の 財源内訳
教育政策課	113,466,625	3,654,707	117,121,332	一般財源 2,996,012
				国庫支出金 658,695
教育環境整備課	9,164,616	20,530	9,185,146	一般財源 20,530
義務教育課	2,411,950	29	2,411,979	一般財源 29
高校教育課	1,396,554	11,919	1,408,473	一般財源 11,919
児童生徒支援課	395,193	193	395,386	一般財源 193
生涯学習課	1,767,360	23,707	1,791,067	一般財源 23,707
学芸文化課	484,782	2,881	487,663	一般財源 2,881
体育保健課	1,884,247	6,614	1,890,861	一般財源 6,614
教育庁計	130,990,422	3,720,580	134,711,002	

条 例 案

教育政策課

件 名	要 旨
第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分	<p>1. 改正要旨 人事委員会の令和7年10月6日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条から第3条関係）及び、市町村立学校 県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正（第5条から第7条関係）</p> <p>ア 給料表の改定 行政職給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じた上で、当該給料表の各号給の額に一定の率（100分の100.3）を乗じて引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表は初任給を大卒程度12,700円、短大卒程度12,700円、高卒程度12,900円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に引上げ改定。（平均給与改定率3.37%） ・その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ。 <p>イ 教育職給料表（二）及び（三）、小学校中学校教育職給料表並びに高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、それぞれの表の額に次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加えた額とする。</p>

条 例 案

教育政策課

件 名	要	旨																							
第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th><th>職務の級</th><th>加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育職給料表（二）</td><td>3級</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>3,800円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">教育職給料表（三）</td><td>3級</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小学校中学校教育職給料表</td><td>3級</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">高等学校教育職給料表</td><td>3級</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>3,800円</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 諸手当の改定</p> <p>①宿日直手当の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の宿日直 限度額 4,400円 → 4,700円 (+ 300円) ・人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を行う宿日直 限度額 7,400円 → 7,700円 (+ 300円) 	給料表	職務の級	加算額	教育職給料表（二）	3級	11,500円	4級	3,800円	教育職給料表（三）	3級	11,500円	4級	4,000円	小学校中学校教育職給料表	3級	11,500円	4級	4,000円	高等学校教育職給料表	3級	11,500円	4級	3,800円	
給料表	職務の級	加算額																							
教育職給料表（二）	3級	11,500円																							
	4級	3,800円																							
教育職給料表（三）	3級	11,500円																							
	4級	4,000円																							
小学校中学校教育職給料表	3級	11,500円																							
	4級	4,000円																							
高等学校教育職給料表	3級	11,500円																							
	4級	3,800円																							

条
例
案

教育政策課

件 名	要 旨																																																																																																																					
<p>第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分</p> <p style="text-align: right;">10</p>	<p>②期末手当・勤勉手当の改定</p> <p>・一般職員 年間4.60月分 → 4.65月分 (+0.05月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1.250</td> <td>1.050</td> <td>2.300</td> <td>1.275 (1.250)</td> <td>1.075 (1.050)</td> <td>2.350 (2.300)</td> <td>2.525 (2.500)</td> <td>2.125 (2.100)</td> <td>4.650 (4.600)</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>1.2625</td> <td>1.0625</td> <td>2.325</td> <td>1.2625</td> <td>1.0625</td> <td>2.325</td> <td>2.525</td> <td>2.125</td> <td>4.650</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は改正前の支給月数</p> <p>・特定幹部職員 年間4.60月分 → 4.65月分 (+0.5月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1.050</td> <td>1.250</td> <td>2.300</td> <td>1.075 (1.050)</td> <td>1.275 (1.250)</td> <td>2.350 (2.300)</td> <td>2.125 (2.100)</td> <td>2.525 (2.500)</td> <td>4.650 (4.600)</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>1.0625</td> <td>1.2625</td> <td>2.325</td> <td>1.0625</td> <td>1.2625</td> <td>2.325</td> <td>2.125</td> <td>2.525</td> <td>4.650</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は改正前の支給月数</p> <p>・定年前再任用短時間勤務等職員 年間2.40月分 → 2.45月分 (+0.05月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>0.7000</td> <td>0.5000</td> <td>1.200</td> <td>0.7250 (0.700)</td> <td>0.5250 (0.500)</td> <td>1.250 (1.200)</td> <td>1.425 (1.400)</td> <td>1.025 (1.000)</td> <td>2.450 (2.400)</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>0.7125</td> <td>0.5125</td> <td>1.225</td> <td>0.7125</td> <td>0.5125</td> <td>1.225</td> <td>1.425</td> <td>1.025</td> <td>2.450</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は改正前の支給月数</p>		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和7年度	1.250	1.050	2.300	1.275 (1.250)	1.075 (1.050)	2.350 (2.300)	2.525 (2.500)	2.125 (2.100)	4.650 (4.600)	令和8年度	1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	2.525	2.125	4.650		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和7年度	1.050	1.250	2.300	1.075 (1.050)	1.275 (1.250)	2.350 (2.300)	2.125 (2.100)	2.525 (2.500)	4.650 (4.600)	令和8年度	1.0625	1.2625	2.325	1.0625	1.2625	2.325	2.125	2.525	4.650		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和7年度	0.7000	0.5000	1.200	0.7250 (0.700)	0.5250 (0.500)	1.250 (1.200)	1.425 (1.400)	1.025 (1.000)	2.450 (2.400)	令和8年度	0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	1.425	1.025	2.450
	6月期			12月期			合計																																																																																																															
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																																																																																																													
令和7年度	1.250	1.050	2.300	1.275 (1.250)	1.075 (1.050)	2.350 (2.300)	2.525 (2.500)	2.125 (2.100)	4.650 (4.600)																																																																																																													
令和8年度	1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	2.525	2.125	4.650																																																																																																													
	6月期			12月期			合計																																																																																																															
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																																																																																																													
令和7年度	1.050	1.250	2.300	1.075 (1.050)	1.275 (1.250)	2.350 (2.300)	2.125 (2.100)	2.525 (2.500)	4.650 (4.600)																																																																																																													
令和8年度	1.0625	1.2625	2.325	1.0625	1.2625	2.325	2.125	2.525	4.650																																																																																																													
	6月期			12月期			合計																																																																																																															
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																																																																																																													
令和7年度	0.7000	0.5000	1.200	0.7250 (0.700)	0.5250 (0.500)	1.250 (1.200)	1.425 (1.400)	1.025 (1.000)	2.450 (2.400)																																																																																																													
令和8年度	0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	1.425	1.025	2.450																																																																																																													

条 例 案

教育政策課

件 名	要	旨																																																																																									
第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分	<p>③交通用具使用者に係る通勤手当の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の距離区分のうち、50km以上の区分について通勤手当額を引上げ ・100km以上を上限とする距離区分（75km以上の区分を5km刻み）を新設 ・駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（上限：1か月当たり5,000円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の通勤距離</th> <th>現行</th> <th>R7.4改定</th> <th>R8.1改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2km以上 5km未満</td><td>2,400円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>5km以上 10km未満</td><td>5,700円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>10km以上 15km未満</td><td>9,100円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>15km以上 20km未満</td><td>12,300円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>20km以上 25km未満</td><td>15,700円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>25km以上 30km未満</td><td>18,900円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>30km以上 35km未満</td><td>22,000円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>35km以上 40km未満</td><td>25,000円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>40km以上 45km未満</td><td>27,600円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>45km以上 50km未満</td><td>29,300円</td><td>現行どおり</td><td>現行どおり</td></tr> <tr><td>50km以上 55km未満</td><td>32,100円</td><td>32,300円</td><td>32,300円</td></tr> <tr><td>55km以上 60km未満</td><td>34,300円</td><td>35,500円</td><td>35,500円</td></tr> <tr><td>60km以上 65km未満</td><td>37,300円</td><td>38,700円</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>65km以上 70km未満</td><td>40,300円</td><td>42,200円</td><td>42,200円</td></tr> <tr><td>70km以上 75km未満</td><td>43,200円</td><td>45,700円</td><td>45,700円</td></tr> <tr><td>75km以上 80km未満</td><td></td><td></td><td>49,200円</td></tr> <tr><td>80km以上 85km未満</td><td></td><td></td><td>52,700円</td></tr> <tr><td>85km以上 90km未満</td><td></td><td></td><td>56,200円</td></tr> <tr><td>90km以上 95km未満</td><td></td><td></td><td>59,600円</td></tr> <tr><td>95km以上 100km未満</td><td></td><td></td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>100km以上</td><td></td><td></td><td>66,400円</td></tr> </tbody> </table>	片道の通勤距離	現行	R7.4改定	R8.1改定	2km以上 5km未満	2,400円	現行どおり	現行どおり	5km以上 10km未満	5,700円	現行どおり	現行どおり	10km以上 15km未満	9,100円	現行どおり	現行どおり	15km以上 20km未満	12,300円	現行どおり	現行どおり	20km以上 25km未満	15,700円	現行どおり	現行どおり	25km以上 30km未満	18,900円	現行どおり	現行どおり	30km以上 35km未満	22,000円	現行どおり	現行どおり	35km以上 40km未満	25,000円	現行どおり	現行どおり	40km以上 45km未満	27,600円	現行どおり	現行どおり	45km以上 50km未満	29,300円	現行どおり	現行どおり	50km以上 55km未満	32,100円	32,300円	32,300円	55km以上 60km未満	34,300円	35,500円	35,500円	60km以上 65km未満	37,300円	38,700円	38,700円	65km以上 70km未満	40,300円	42,200円	42,200円	70km以上 75km未満	43,200円	45,700円	45,700円	75km以上 80km未満			49,200円	80km以上 85km未満			52,700円	85km以上 90km未満			56,200円	90km以上 95km未満			59,600円	95km以上 100km未満			63,000円	100km以上			66,400円	<p>現行区分</p> <p>新設区分</p>	
片道の通勤距離	現行	R7.4改定	R8.1改定																																																																																								
2km以上 5km未満	2,400円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
5km以上 10km未満	5,700円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
10km以上 15km未満	9,100円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
15km以上 20km未満	12,300円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
20km以上 25km未満	15,700円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
25km以上 30km未満	18,900円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
30km以上 35km未満	22,000円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
35km以上 40km未満	25,000円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
40km以上 45km未満	27,600円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
45km以上 50km未満	29,300円	現行どおり	現行どおり																																																																																								
50km以上 55km未満	32,100円	32,300円	32,300円																																																																																								
55km以上 60km未満	34,300円	35,500円	35,500円																																																																																								
60km以上 65km未満	37,300円	38,700円	38,700円																																																																																								
65km以上 70km未満	40,300円	42,200円	42,200円																																																																																								
70km以上 75km未満	43,200円	45,700円	45,700円																																																																																								
75km以上 80km未満			49,200円																																																																																								
80km以上 85km未満			52,700円																																																																																								
85km以上 90km未満			56,200円																																																																																								
90km以上 95km未満			59,600円																																																																																								
95km以上 100km未満			63,000円																																																																																								
100km以上			66,400円																																																																																								

条 例 案

教育政策課

件 名	要 旨																								
第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分	<p>(2) 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部改正（第14条及び第15条関係）</p> <p>教育長の期末手当の支給月数を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の支給月数 3.45月分 → 3.50月分 (+0.05月) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1.725 (1.725)</td> <td>1.775 (3.450)</td> <td>3.500 (3.50)</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>1.750</td> <td>1.750</td> <td>3.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>() は改正前の支給月数</p> <p>(3) 義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第18条 関係）</p> <p>公立の義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部改正 に伴い、教職調整額については、給料月額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応 じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を基準として支給するよう改定する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の7</td> </tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の9</td> </tr> <tr> <td>令和13年1月1日以後</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	合計	令和7年度	1.725 (1.725)	1.775 (3.450)	3.500 (3.50)	令和8年度	1.750	1.750	3.50	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9	令和13年1月1日以後	100分の10
	6月期	12月期	合計																						
令和7年度	1.725 (1.725)	1.775 (3.450)	3.500 (3.50)																						
令和8年度	1.750	1.750	3.50																						
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5																								
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6																								
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7																								
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8																								
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																								
令和13年1月1日以後	100分の10																								

条 例 案

教育政策課

件 名	要	旨																					
第109号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分	<p>(4) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第19条関係）</p> <p>ア 多学年学級担当手当の廃止</p> <p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の 補導業務にかかる教員特殊業務手当の金額を下記のとおり改正する。 日額 7,500円→8,000円</p> <p>3. 実施時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>実施時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料表の改定</td><td>令和7年4月1日</td></tr> <tr> <td>教育職3級及び4級加算額の改定</td><td>令和8年1月1日</td></tr> <tr> <td>宿日直手当の改定</td><td>令和7年4月1日</td></tr> <tr> <td>期末・勤勉手当 の改定</td><td>令和7年12月期分 令和8年度以降分</td><td>令和7年12月1日 令和8年4月1日</td></tr> <tr> <td>現行の距離区分に係る通勤手当額の引上げ</td><td>令和7年4月1日</td></tr> <tr> <td>通勤手当に係る距離区分の新設</td><td>令和8年1月1日</td></tr> <tr> <td>駐車場等の利用に対する通勤手当の新設</td><td>令和8年4月1日</td></tr> <tr> <td>教職調整額の段階的引き上げ</td><td>令和8年1月1日</td></tr> <tr> <td>特殊勤務手当の改定</td><td>令和8年1月1日</td></tr> </tbody> </table>	区 分	実施時期	給料表の改定	令和7年4月1日	教育職3級及び4級加算額の改定	令和8年1月1日	宿日直手当の改定	令和7年4月1日	期末・勤勉手当 の改定	令和7年12月期分 令和8年度以降分	令和7年12月1日 令和8年4月1日	現行の距離区分に係る通勤手当額の引上げ	令和7年4月1日	通勤手当に係る距離区分の新設	令和8年1月1日	駐車場等の利用に対する通勤手当の新設	令和8年4月1日	教職調整額の段階的引き上げ	令和8年1月1日	特殊勤務手当の改定	令和8年1月1日	
区 分	実施時期																						
給料表の改定	令和7年4月1日																						
教育職3級及び4級加算額の改定	令和8年1月1日																						
宿日直手当の改定	令和7年4月1日																						
期末・勤勉手当 の改定	令和7年12月期分 令和8年度以降分	令和7年12月1日 令和8年4月1日																					
現行の距離区分に係る通勤手当額の引上げ	令和7年4月1日																						
通勤手当に係る距離区分の新設	令和8年1月1日																						
駐車場等の利用に対する通勤手当の新設	令和8年4月1日																						
教職調整額の段階的引き上げ	令和8年1月1日																						
特殊勤務手当の改定	令和8年1月1日																						

事 件 案

生涯学習課

件 名	要	旨
第121号議案 公の施設の指定管理者 の指定について	<p>1 提案理由 長崎県立佐世保青少年の天地及び長崎県立世知原少年自然の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項、長崎県立佐世保青少年の天地条例第5条及び長崎県立少年自然の家条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立世知原少年自然の家</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 佐世保市鳥帽子町376番地 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 理事長 鶴崎 耕一</p> <p>4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	

事 件 案

生涯学習課

件 名	要	旨
第122号議案 公の施設の指定管理者 の指定について	<p>1 提案理由 長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県立青年の家条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 (1) 長崎県立西彼青年の家 (2) 長崎県立対馬青年の家</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 (1) 西海市西海町太田和郷4600-10 西彼青年の家施設運営協会 会長 渡邊 久範 (2) 対馬市峰町三根1186番地 対馬青年の家施設運営協会 会長 糸瀬 英俊</p> <p>4 指定の期間 いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	

事 件 案

体育保健課

件 名	要	旨
第123号議案 公の施設の指定管理者 の指定について	<p>1 提案理由 長崎県体育施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県体育施設条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 (1) 長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場 (2) 長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 (1) 長崎市淵町2番25号 長崎DS・スポーツ協会グループ (長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社、公益財団法人 長崎県スポーツ協会) 代表者 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 代表取締役社長 大熊 稔幸 (2) 佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市スポーツ協会 会長 末長 昭則</p> <p>4 指定の期間 いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	

基本理念

ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく

- 人口減少や少子高齢化、東京一極集中など、人口構造や社会経済情勢が大きく変化する中、本県においても、国の「地方創生2.0※」の基本姿勢と同様に、当面の人口・生産年齢人口の減少という現実を正面から受け止めたうえで、都市と地方、さらには地方同士の人材交流・循環を促進し、人口減少社会にあっても経済成長を実現し、力強い地域社会の構築に取り組んでいくことが求められます。
- また、本県が将来にわたり持続的な発展を遂げるためには、デジタル技術や広域モビリティ※を活用して距離や時間に捉われずに、多様な主体と連携しながら、県境を越えた取組を含めてヒト・モノの広域的な共創を進め、新たな価値の創造を通じて県民の皆様が豊かさを実感できる地域デザイン※の実現を目指すことが重要であり、こうした地方創生の取組を推進するにあたっては、国が示す全国一律の施策に加え、県内各地域の実情に応じたきめ細かな対策を地域の力を結集して展開していくことが不可欠です。
- そのためには、その基盤となる経済の活性化に向けて、新たな成長産業の育成を含む力強い産業の実現と良質な雇用の創出、若者や女性をはじめ誰もがチャレンジし、活躍できる環境づくりに力を注いでまいります。
- さらに、地域の活力を維持・向上させるため、最先端技術を効果的に活用し、「稼ぐ意識や力」を高めながら、国内外の多様な地域や人々との交流を促進し、世界に存在感を示す「新しい長崎県」づくりに取り組みます。
- 加えて、本県の将来を担うこどもたちへの投資を未来への投資と捉え、こどもたちが健やかに成長し、能力と可能性を高めることを社会全体で支え、様々な活躍につなげてまいります。
- そして、多様な価値観や個性が尊重され、すべての世代が健康で安心して暮らせる社会環境づくりの推進、社会インフラ基盤の整備や災害に強い安全・安心な地域の実現にも取り組んでまいります。
- 本県は離島・半島地域が多く、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進行しており、労働力不足や地域経済の縮小、公共交通・地域コミュニティ※の維持・確保の問題など地域経済や県民生活への様々な影響が全国に先駆けて顕在化することが懸念される「課題先進県」と言えます。
- しかしながら、これらの課題に先駆けて取り組むことは、全国に先んじて解決策を示す先進県となるチャンスでもあり、県民の皆様一人ひとりの長崎県への誇りと将来への希望を原動力として、基本理念「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」のもと、年齢や性別、国籍等を問わず、本県に関わるすべての方々と共に、「新しい長崎県」づくりの実現に全力を尽くしてまいります。

基本理念を実現するにあたっての基本姿勢

計画の策定や各施策の推進にあたっては、次の基本姿勢を持って臨みます。

- **デジタル技術の活用**

デジタル化やDX※の推進をはじめ、最先端技術を効果的に活用することで、県民生活の利便性向上や産業の活性化、行政運営の効率化等に取り組みます。

- **戦略的情報発信・ブランディングの展開**

「ながさきブランディング・情報発信戦略※」との整合を図りながら、分野横断的視点・マーケティングに基づく戦略的な情報発信に取り組みます。併せて、自然・歴史・文化・食等の本県の多様な魅力を再認識し、総体的なイメージ向上につながるブランディングを進め、県内はもとより国内外の多方面から選ばれる「新しい長崎県」づくりに取り組みます。

※ながさきブランディングの詳細は、P206～P209を参照

- **人材の確保・育成**

社会情勢の変化に的確に対応しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造に貢献する人材の確保・育成を図り、地域活力の維持・活性化に取り組みます。

- **ダイバーシティ&インクルージョン※の推進**

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重され、誰もが自分の能力や特性を活かしながら活躍できるよう各施策に取り組みます。

- **特区制度の活用**

国家戦略特区制度を活用した規制緩和措置の実証等を通して、地域課題の解決に向けて先進的な発想で各施策に取り組みます。

- **「稼ぐ」視点の反映**

地域資源を活かし、地域の稼ぐ意識と力を高めることで、国内外からの「財」の流入や地域内での経済循環の強化を図り、自立的かつ持続的な地域経済の発展と県民所得の向上に取り組みます。

- **分野横断・融合的な取組の推進**

分野を超えた部局横断・融合的な取組を強力に進め、事業効果の最大化を図ります。

- **多様な主体との連携・協働の推進**

地域課題が複雑化する中、県民、地域、各種団体、大学、企業、市町等様々な主体との連携・協働と若者・女性の発想・視点を取り入れながら各施策に取り組みます。

- **SDGs※(持続可能な開発目標)の反映**

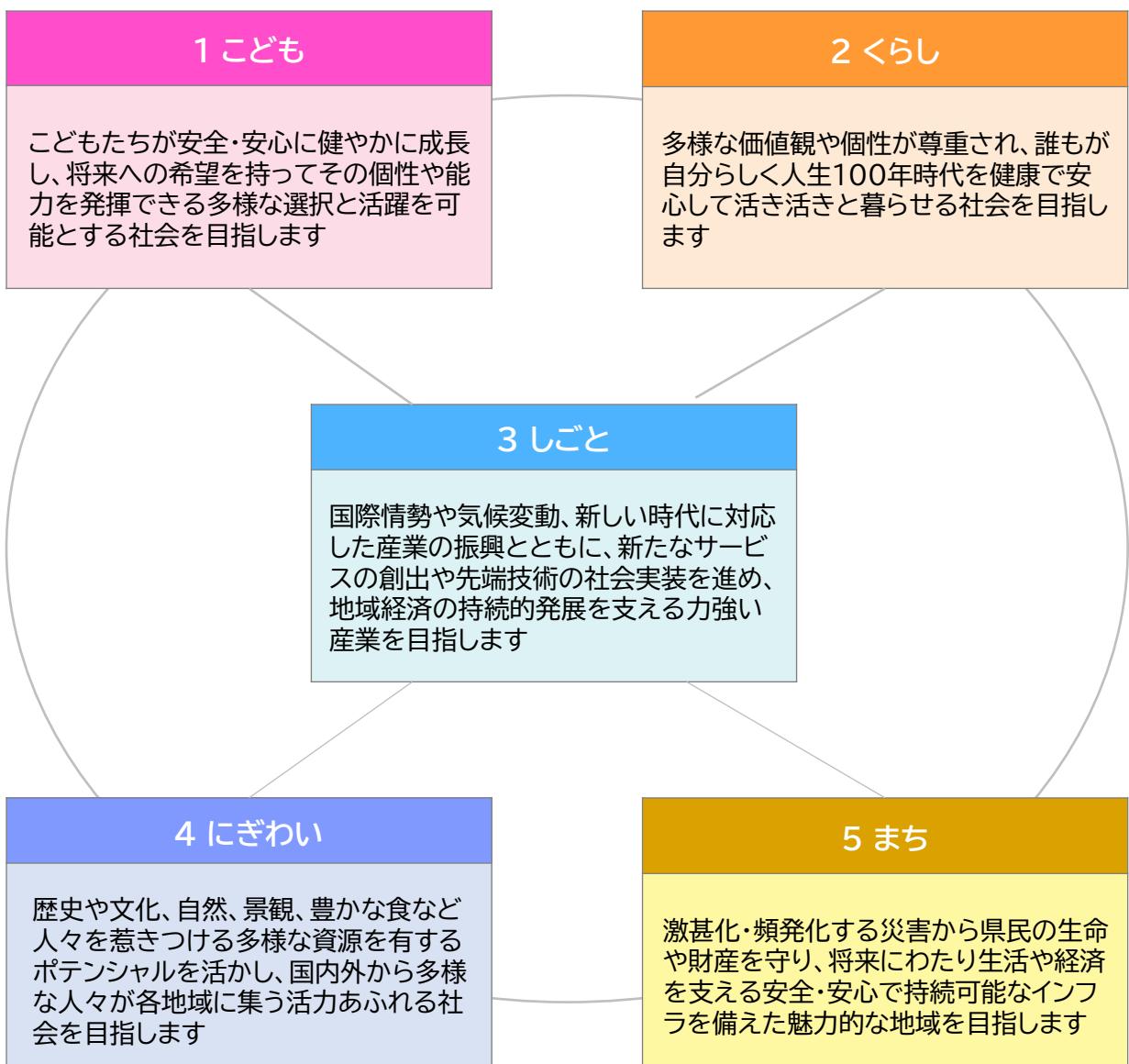
経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むSDGsの推進は、本県においても持続可能な地域社会の実現につながるものであることから、SDGsの理念を踏まえ各施策に取り組みます。

※本計画とSDGsの関係は、P14～19を参照

基本理念を実現するための柱

- 基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしています。
- また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、すべての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組みます。
- そこで、本計画では、「新しい長崎県づくりのビジョン」に掲げる重点的に注力する分野を再構築したうえで、新しい社会経済システムへの転換や複雑・多様化する諸課題にも、きめ細かに対応するため、「こども」「暮らし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、基本戦略と施策を掲げます。

5つの柱(上段)と 10年後のめざす姿(下段)



基本理念を実現するための柱(続き)

- 5つの柱の10年後のめざす姿を具体化したありたい姿のうち主なものを以下に示します。

5つの柱(上段)と ありたい姿の主な具体像(下段)

1 こども

- ① 県民の結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望が叶う社会となっています。
- ② 男女ともに子育てしやすい職場環境づくりにより、こどもとゆっくり向き合う時間が増えています。
- ③ こどもが主役になれる場を大人も楽しみながら支えることで、こどもが安心して健やかに育っています。
- ④ 「グローバル教育」や「遠隔教育」など、多様な学びや機会を通して、こどもたちの将来の可能性が広がっています。

2 くらし

- ① 新たなテクノロジーの活用などにより、誰もが必要な医療・介護のサービスを利用することができます。
- ② お互いを尊重し、誰もが地域の一員として安心して暮らせる共生社会となっています。
- ③ 犯罪や交通事故の不安がなく、誰もが安全に安心して暮らせる社会となっています。
- ④ 循環型社会が浸透し、「高い生活の質」を実感するサステナブルなくらしが実現しています。

3 しごと

- ① 誰もが働きやすい魅力ある環境を整備することで、多くの人材に「選ばれる長崎県」が実現し、地域経済が活性化しています。
- ② カーボンニュートラル社会において、地域の魅力と技術を活かし、本県の基幹産業が国際市場をリードしています。
- ③ 世界につながる「スタートアップ拠点」が誕生し、誰もか新しいことに挑戦できる環境が整っています。
- ④ 最先端のスマート技術を取り入れた「儲かる農林水産業」で、若者が夢と希望を持って活躍し、地域に活力を生み出しています。
- ⑤ 県産品が世界中の食卓を彩り、「食材の宝庫・長崎」として認知され、付加価値が高まり、ブランド力の向上が図られています。

4 にぎわい

- ① デジタルノマドやワーケーション、観光客、多様なマニアなどの関係・交流人口が拡大し、地域が活気にあふれています。
- ② クルーズ客船の寄港、国際航空路線や西九州新幹線等の利用が広がり、国内外の多くの観光客が県内各地を訪れ、地域経済が潤っています。
- ③ 本県の食の魅力を堪能できる「食の賑わいの場」の創出により、地域に誇りと活力が育まれています。
- ④ 歴史的・文化的つながりを活かした交流や、世界をリードする平和発信の取組などにより、国際交流と平和意識の醸成が進んでいます。

5 まち

- ① 災害に強く、持続可能なインフラ施設の整備・管理により、県民の安全を守る強靭な県土づくりが進んでいます。
- ② 防災・危機管理体制の構築や地域防災力の向上により、災害をはじめ様々な危機から県民の命を守る体制づくりが進んでいます。
- ③ バスや地域鉄道などの地域公共交通に加え、新たなモビリティサービスの導入により、県民の移動手段が確保されています。
- ④ 国内最先端のドローン実証やサービスの実装が進み、地域課題の解決に活用が図られています。

政策展開の基本方向

柱	基本戦略	施策
1 こども	1 こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する	1 こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携した子どもの育成 2 保育・教育施設等における子どもの安全の確保 3 地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進 4 すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり
	2 希望が叶う「結婚・妊娠・出産・子育て」を切れ目なく支える	1 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶えるための一貫した支援 2 こども時間の拡大に向けた職場環境の整備 3 きめ細かな対応が必要なこどもや家庭への支援
2 くらし	1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる	1 地域の医療・介護のサービス確保及び充実 2 健康づくりと生きがいづくりの促進
	2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる	1 互いに支え合う地域共生社会の更なる推進 2 男女が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会づくり 3 多文化共生社会の推進
3 しごと	3 安心して生活できる環境づくりを推進する	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり 2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上 3 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり 4 環境への負荷が少ない循環型社会づくり 5 水・大気環境の確保と生物多様性の保全 6 動物愛護管理の推進
	1 時代の変化に対応する力強い産業を創出する	1 カーボンニュートラル社会に向けた基幹産業の振興 2 中小・小規模事業者の支援を通じた地域産業の持続的発展 3 若者をはじめ、幅広い世代に魅力的な企業誘致の推進 4 スタートアップの創出と成長支援 5 地域を支える企業の人材育成・確保 6 地域の産業を共に支える外国人材の受入れ・定着の推進 7 県産品のブランド力向上と付加価値の高い販路の拡大
4 にぎわい	2 誰もが活躍できる職場環境をつくる	1 誰もが働きやすい職場環境づくり 2 職業生活における女性活躍の推進
	3 魅力ある持続的な農林水産業を育てる	1 力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり 2 力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり 3 次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成
5 まち	1 地域の魅力で人を惹きつける	1 観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進 2 長崎の食の賑わい創出 3 特色ある文化資源・スポーツによる地域の賑わいづくり 4 地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり 5 ながさき暮らしの魅力で呼び込むUIターンの促進 6 デジタルノマド等の関係人口と地域との交流促進
	2 国内外とのネットワークを拡大する	1 道路・港湾・空港等の交通ネットワークの充実 2 九州新幹線西九州ルートの全線フル規格の推進 3 国際交流と平和意識醸成の推進
5 まち	1 災害に強い県土をつくる	1 県民の暮らしと命を守る強靭な県土づくり 2 災害などさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり
	2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる	1 活力にあふれた都市・地域づくり 2 離島・半島などの地域社会の維持・活性化 3 地域を支える公共交通の維持・確保 4 デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化